

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

### 告示

- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可  
……(都市整備局市街地整備部再開発課)……一
- 都営住宅の廃止  
……(都市整備局都営住宅経営部経営企画課)……一
- 都営住宅の使用料の変更  
……(同)……二
- 都営住宅の名称、位置、使用料等  
……(同)……五
- 特定都営住宅の廃止  
……(同)……七
- 都営改良住宅の使用料の変更  
……(同)……七
- 都営住宅の駐車場の区画数変更  
……(同)……八
- 都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数  
……(同)……八
- 都営住宅の地域ごとに知事の定める駐車料金の上限額変更  
……(同)……八
- 建築基準法による道路の指定  
……(同)……九
- 建築基準法による道路位置の指定  
……(同)……九

- 建築基準法による一団地の区域  
……(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課)……九
- 保安林の指定実施要件の変更予定  
……(産業労働局農林水産部森林課)……九
- 港湾施設の変更  
……(港湾局港湾経営部経営課)……一〇
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請  
……(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……一〇
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請  
……(同)……二
- 開発行為に関する工事完了  
……(都市整備局多摩建築指導事務所再開発第一課)……三
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出  
……(産業労働局商工部地域産業振興課)……三
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件)  
……(同)……三
- 東京都職員共済組合組合会互選議員補欠選挙の結果  
……(東京都職員共済組合)……四
- 平成二十七年十一月十日付東京都公告  
……(四)……四

### 公告

### 雑報

### 正誤

## 告示

●東京都告示第七百三十三号  
都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき調布駅南口東地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項

において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年十一月三十日

東京都知事 舩添 要一

#### 一 組合の名称

調布駅南口東地区市街地再開発組合

#### 二 事業施行期間

平成二十四年三月二十三日から平成二十八年三月三十一日まで

#### 三 施行地区

調布市布田四丁目地内

#### 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

調布市小島町二丁目四十五番地七

平成二十四年三月二十三日

#### 五 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

平成二十七年十一月三十日

### ●東京都告示第七百四十四号

次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第三項の規定により告示する。

平成二十七年十一月三十日

東京都知事 舩添 要一

名称

位置

構造及び規模

戸数

西ヶ原一丁目アパート

北区西ヶ原一丁目十九番

中層耐火 三六・四平方メートル

四戸

高砂アパート

葛飾区高砂四丁目二番

同右 三二・六平方メートル

八戸

(21号棟)

高砂アパート  
(54号棟)

同右

同右

三五・五平方メートル

一五戸

高砂アパート  
(12、13、14、20号棟)

同右

同右

三七・〇平方メートル

一五〇戸

高砂アパート  
(10、11号棟)

同右

同右

四三・〇平方メートル

七八戸

高砂アパート  
(9、15号棟)

同右

同右

五一・五平方メートル

二〇戸

高砂アパート  
(21、22、30号棟)

同右

同右

七〇・二平方メートル

六六戸

●東京都告示第七百五号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三  
条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次の  
ように変更し、平成二十七年十二月一日から実施するので、  
同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年十一月三十日

東京都知事 外 添 要 一

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	勝どき五丁目アパート (7号棟)	中央区勝どき5-8	33.6	1	28,200	46,600
一般都営	中層耐火	南麻布四丁目アパート (2号棟)	港区南麻布4-3	38.3	1	34,400	76,600
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート (1号棟)	港区芝5-18	34.3	1	34,000	70,700
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート (15号棟)	新宿区戸山2	38.3	1	32,400	65,400
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート (10号棟)	新宿区戸山2	40.1	2	34,300	75,900
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート (28号棟)	新宿区戸山2	43.3	1	37,600	75,900
一般都営	高層耐火	東大久保一丁目アパート (1号棟)	新宿区新宿6-13	42.2	2	36,800	60,000
一般都営	高層耐火	根岸五丁目アパート (11号棟)	台東区根岸5-18	34.3	1	27,300	41,400
一般都営	高層耐火	文花一丁目アパート (36号棟)	墨田区文花1-28	37.8	1	26,000	46,500
一般都営	中層耐火	八広三丁目アパート (6号棟)	墨田区八広3-21	32.6	1	22,100	34,200
一般都営	高層耐火	立花一丁目アパート (6号棟)	墨田区立花1-27	42.2	1	29,900	51,900
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート (9号棟)	墨田区堤通2-6	59.7	1	43,800	69,100
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート (4号棟)	墨田区堤通2-4	59.7	1	44,000	70,400
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート (5号棟)	墨田区堤通2-5	59.7	1	44,000	70,400
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート (6号棟)	墨田区堤通2-5	59.7	2	44,000	70,400
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート (2号棟)	墨田区立花6-8	55.9	1	40,700	72,500
一般都営	中層耐火	南砂三丁目アパート (11号棟)	江東区南砂3-11	33.4	1	26,200	47,300
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート (64号棟)	江東区辰巳1-10	33.4	1	26,200	42,100
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート (81号棟)	江東区辰巳1-10	33.4	1	26,500	43,300
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (10号棟)	江東区東砂2-13	33.4	2	26,500	38,400
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (15号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,700	38,400
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (19号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,700	38,400
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート (22号棟)	江東区東砂2-13	34.4	1	27,500	46,400
一般都営	高層耐火	東砂二丁目第2アパート (3号棟)	江東区東砂2-12	34.4	3	27,600	43,400
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート (3号棟)	江東区東雲1-8	34.3	2	27,600	44,100
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート (1号棟)	江東区北砂1-3	39.5	1	32,200	51,300
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート (2号棟)	江東区北砂1-3	42.0	1	34,100	53,800
一般都営	高層耐火	東雲二丁目アパート (4号棟)	江東区東雲2-4	51.2	1	42,500	73,400
一般都営	高層耐火	北品川アパート (1号棟)	品川区北品川1-5	41.6	1	36,000	77,200
一般都営	高層耐火	東品川第3アパート (6号棟)	品川区東品川3-32	34.3	1	29,600	44,200
一般都営	中層耐火	大森西三丁目第4アパート (2号棟)	大田区大森西3-10	51.2	1	43,900	73,800
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート (15号棟)	大田区矢口2-21	32.9	1	26,100	37,800
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート (8号棟)	大田区大森東1-36	59.6	1	50,900	92,200
一般都営	中層耐火	梅丘二丁目アパート (4号棟)	世田谷区梅丘1-40	51.0	1	42,900	86,800

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	桜一丁目第2アパート (1号棟)	世田谷区桜1-30	51.0	1	42,600	85,000
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート (3号棟)	世田谷区喜多見2-10	55.9	1	44,800	74,300
一般都営	高層耐火	中野中央二丁目アパート (10号棟)	中野区中央2-22	37.7	1	27,900	49,400
一般都営	中層耐火	堀の内三丁目アパート (19号棟)	杉並区堀の内3-49	37.6	1	27,900	37,000
一般都営	中層耐火	上井草四丁目アパート (3号棟)	杉並区上井草4-17	36.4	1	27,100	58,000
一般都営	中層耐火	成田東二丁目アパート (5号棟)	杉並区成田東2-5	42.3	1	32,000	66,300
一般都営	中層耐火	浮間一丁目第2アパート (3号棟)	北区浮間1-9	48.1	1	39,600	72,700
一般都営	中層耐火	上十条アパート (5号棟)	北区上十条1-7	34.8	1	26,300	46,900
一般都営	高層耐火	王子三丁目アパート (7号棟)	北区王子3-23	40.7	1	32,400	55,200
一般都営	中層耐火	浮間三丁目アパート (4号棟)	北区浮間3-4	33.4	1	25,600	44,900
一般都営	中層耐火	浮間三丁目アパート (10号棟)	北区浮間3-4	33.4	1	25,600	44,900
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート (2号棟)	北区滝野川3-64	36.7	1	28,300	45,300
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート (3号棟)	北区滝野川3-63	36.7	1	28,400	46,900
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート (12号棟)	北区滝野川3-69	39.0	1	30,700	49,600
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート (15号棟)	北区滝野川3-75	37.3	2	29,800	55,400
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目第2アパート (16号棟)	北区滝野川3-80	42.2	1	33,800	50,000
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目第2アパート (16号棟)	北区滝野川3-80	37.3	1	29,900	45,900
一般都営	中層耐火	赤羽西五丁目アパート (7号棟)	北区赤羽西5-5	39.0	1	30,300	47,500
一般都営	高層耐火	南千住二丁目アパート (1号棟)	荒川区南千住2-33	42.2	1	30,400	51,500
一般都営	高層耐火	西尾久八丁目アパート (21号棟)	荒川区西尾久8-10	51.2	1	38,600	77,700
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート (9号棟)	板橋区新河岸2-10	34.4	1	24,600	38,900
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート (11号棟)	板橋区新河岸2-10	39.0	1	28,000	37,400
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート (12号棟)	板橋区新河岸2-10	39.0	1	28,300	38,900
一般都営	中層耐火	板橋本町アパート (2号棟)	板橋区本町8-2	36.4	1	27,000	53,400
一般都営	高層耐火	前野町四丁目第2アパート (1号棟)	板橋区前野町4-36	43.9	1	33,400	56,200
一般都営	高層耐火	新河岸一丁目アパート (2号棟)	板橋区新河岸1-3	51.2	1	38,700	66,400
一般都営	高層耐火	新河岸一丁目アパート (3号棟)	板橋区新河岸1-3	51.2	1	38,700	66,400
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート (1号棟)	板橋区蓮根3-15	51.2	1	39,500	71,000
一般都営	中層耐火	石神井台七丁目第2アパート (3号棟)	練馬区石神井台7-21	51.0	1	40,300	78,400
一般都営	中層耐火	南口中アパート (23号棟)	練馬区南中5-25	32.6	1	23,900	47,700
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート (5-5-6号棟)	練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,600	100,600
一般都営	高層耐火	足立中央本町五丁目アパート (6号棟)	足立区中央本町5-20	55.9	2	41,000	74,100
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート (4号棟)	足立区西保木間3-2	33.4	1	23,000	37,900
一般都営	中層耐火	西保木間一丁目第2アパート (1号棟)	足立区西保木間1-2	55.9	1	41,400	74,700

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	西保木間一丁目第2アパート(3号棟)	足立区西保木間1-3	48.1	1	35,700	64,300
一般都営	中層耐火	弘道二丁目アパート(1号棟)	足立区弘道2-16	59.6	1	44,700	83,200
一般都営	中層耐火	弘道二丁目アパート(2号棟)	足立区弘道2-16	59.6	1	44,700	83,200
一般都営	中層耐火	弘道二丁目第2アパート(5号棟)	足立区弘道2-10	59.6	1	45,200	83,700
一般都営	中層耐火	扇一丁目アパート(16号棟)	足立区扇1-12	51.0	1	36,100	56,400
一般都営	中層耐火	上沼田第2アパート(1号棟)	足立区江北3-48	37.0	1	24,400	35,900
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(21号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	25,200	40,400
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(22号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	25,200	40,400
一般都営	中層耐火	宮城アパート(2号棟)	足立区宮城1-6	32.6	1	21,700	31,700
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(15号棟)	足立区東保木間1-5	37.3	1	25,500	41,000
一般都営	中層耐火	谷在家アパート(7号棟)	足立区谷在家3-22	35.7	1	24,400	38,700
一般都営	中層耐火	江北二丁目アパート(1号棟)	足立区江北2-27	36.4	1	25,300	44,800
一般都営	高層耐火	千住元町アパート(3号棟)	足立区千住元町34	33.6	1	23,800	33,500
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート(1号棟)	足立区辰沼1-2	37.7	1	25,800	42,500
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート(3号棟)	足立区六木1-5	40.5	1	27,800	43,800
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(11号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	24,500	39,600
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(16号棟)	足立区六木1-5	37.7	1	25,700	41,400
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート(10号棟)	足立区南花畑4-11	35.7	1	24,400	40,500
一般都営	中層耐火	鹿浜五丁目アパート(7号棟)	足立区鹿浜5-24	35.7	1	24,400	38,200
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート(13号棟)	足立区鹿浜5-24	41.0	1	28,200	45,300
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(22号棟)	足立区花畑8-5	38.3	2	26,200	39,100
一般都営	中層耐火	六月二丁目アパート(17号棟)	足立区六月2-11	51.0	1	37,300	63,800
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート(4号棟)	足立区加賀2-31	55.9	1	40,400	71,400
一般都営	高層耐火	足立入谷町アパート(3号棟)	足立区入谷8-16	55.9	1	40,100	70,700
一般都営	高層耐火	足立入谷町アパート(4号棟)	足立区入谷8-16	55.9	1	40,100	70,700
一般都営	中層耐火	足立入谷町アパート(1号棟)	足立区入谷8-2	55.9	1	40,300	66,600
一般都営	中層耐火	青戸三丁目アパート(5号棟)	葛飾区青戸3-3	42.3	1	31,200	55,800
一般都営	中層耐火	亀有二丁目第4アパート(1号棟)	葛飾区亀有2-11	59.6	1	45,700	88,200
一般都営	中層耐火	奥戸一丁目アパート(1号棟)	葛飾区奥戸1-12	59.6	1	45,300	80,100
一般都営	中層耐火	奥戸一丁目アパート(2号棟)	葛飾区奥戸1-13	55.9	1	42,500	76,900
一般都営	中層耐火	亀有一丁目第3アパート(1号棟)	葛飾区亀有1-13	51.0	1	38,500	72,000
一般都営	中層耐火	東新小岩三丁目アパート(1号棟)	葛飾区東新小岩3-12	51.0	1	38,100	67,900
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(1号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	2	42,400	70,800
一般都営	中層耐火	西新小岩二丁目アパート(3号棟)	葛飾区西新小岩2-1	55.9	1	42,700	84,200

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	西瑞江第2アパート(8号棟)	江戸川区西瑞江4-24	32.6	1	23,600	37,700
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(14号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	1	28,200	50,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地(9-3号棟)	八王子市松が谷9-3	62.1	1	35,900	72,400
一般都営	中層耐火	羽衣町一丁目アパート(1号棟)	立川市羽衣町1-5	48.1	1	29,000	63,300
一般都営	中層耐火	下連雀七丁目第2アパート(2号棟)	三鷹市下連雀7-15	55.9	1	41,700	89,000
一般都営	中層耐火	下連雀七丁目第2アパート(1号棟)	三鷹市下連雀7-15	48.1	1	35,900	76,700
一般都営	中層耐火	府中晴見町二丁目アパート(3号棟)	府中市晴見町2-18	51.0	1	31,500	74,700
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(3号棟)	調布市国領町3-8	45.2	1	25,400	62,500
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(6号棟)	調布市国領町8-1	53.5	2	32,100	79,300
一般都営	中層耐火	調布富士見町四丁目第2アパート(1号棟)	調布市富士見町4-6	51.0	1	31,400	72,500
一般都営	中層耐火	調布富士見町三丁目第2アパート(2号棟)	調布市富士見町3-19	51.1	1	31,600	76,400
一般都営	中層耐火	東つじヶ丘二丁目アパート(2号棟)	調布市東つじヶ丘2-33	62.1	1	38,800	96,600
一般都営	中層耐火	調布柴崎一丁目アパート(2号棟)	調布市柴崎1-7	62.1	1	38,900	97,200
一般都営	中層耐火	国領町アパート(1号棟)	調布市八雲台1-23	55.9	1	36,000	85,800
一般都営	中層耐火	国領町アパート(3号棟)	調布市八雲台1-23	59.6	1	38,400	91,600
一般都営	中層耐火	染地三丁目アパート(5号棟)	調布市染地3-3	51.0	1	30,000	69,500
一般都営	中層耐火	町田中町四丁目アパート(5号棟)	町田市中町4-7	59.6	1	35,400	80,400
一般都営	中層耐火	金森第3アパート(5号棟)	町田市金森7-19	60.2	1	34,600	70,800
一般都営	中層耐火	町田中里橋アパート(3号棟)	町田市木曾西1-33	39.0	1	19,000	38,200
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(18号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	30,600	60,500
一般都営	中層耐火	忠生三丁目アパート	町田市忠生3-6	55.9	1	30,300	57,900
一般都営	中層耐火	山崎町アパート(8号棟)	町田市山崎町840	60.9	1	32,300	59,300
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(8号棟)	町田市相原町3190-8	55.9	1	30,400	64,600
一般都営	中層耐火	小金井緑町三丁目アパート(37号棟)	小金井市緑町3-11	59.6	1	36,400	82,000
一般都営	中層耐火	日野平山アパート(3号棟)	日野市平山4-20	37.3	2	16,900	34,900
一般都営	中層耐火	日野新井アパート(8号棟)	日野市新井842	37.7	1	18,900	34,600
一般都営	中層耐火	東村山富士見町アパート(1号棟)	東村山市富士見町2-9	63.0	1	34,500	67,800
一般都営	高層耐火	田無本町四丁目アパート(1号棟)	西東京市田無町4-10	51.0	1	30,200	69,800
一般都営	中層耐火	山無緑町三丁目アパート(4号棟)	西東京市緑町3-8	58.1	1	36,500	80,000
一般都営	高層耐火	田無谷戸町一丁目アパート(2号棟)	西東京市谷戸町1-17	59.6	1	38,500	87,000
一般都営	中層耐火	保谷本町六丁目アパート(3号棟)	西東京市保谷町6-4	61.5	1	42,400	90,000
一般都営	中層耐火	狛江アパート(6号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	47,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート(14号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	47,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート(21号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,100	47,600

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え、 158,000円以下の者に適用される 使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	狛江アパート (37号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,500	44,900
一般都営	中層耐火	狛江アパート (38号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,500	44,900
一般都営	中層耐火	狛江アパート (45号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,600	47,700
一般都営	中層耐火	清瀬元町二丁目アパート (22号棟)	清瀬市元町2-25	60.5	1	35,900	75,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン和田団地 (3-4-1号棟)	多摩市和田3-4	37.7	1	17,700	33,800
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地 (3-4-1号棟)	多摩市愛宕3-4	40.1	1	19,300	35,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地 (3-4-2号棟)	多摩市愛宕3-4	40.1	1	19,300	35,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地 (4-1-1号棟)	多摩市愛宕4-1	40.1	1	19,300	35,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地 (5-1-1号棟)	多摩市貝取5-1	55.9	1	29,700	54,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地 (3-2-4号棟)	多摩市貝取3-2	60.9	1	33,300	63,100

●東京都告示第七百六号

東京都営住宅条例 (平成九年東京都条例第七十七号) 第三條第二項並びに第十二條第一項及び第三項の規定に基づき、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、同條例第三條第三項の規定により告示する。

平成二十七年十一月三十日

東京都知事 外 添 要 一

名称	位置	構造及び規模	戸数	収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)	近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)
新宿若松町アパート (1号棟)	新宿区若松町一番	中層耐火	一五戸	三四、五〇〇円	八〇、六〇〇円
同右	同右	同右	同右	四〇、三〇〇円	九四、〇〇〇円
同右	同右	同右	五戸	四七、三〇〇円	一一〇、五〇〇円
同右	同右	同右	同右	四七、七〇〇円	一一一、七〇〇円
同右	同右	同右	同右	五七、〇〇〇円	一三三、〇〇〇円
同右	同右	同右	二〇戸	三四、五〇〇円	八〇、〇〇〇円
新宿若松町アパート (2号棟)	同右	同右	同右	四〇、三〇〇円	九三、五〇〇円
同右	同右	同右	五戸	四七、三〇〇円	一〇九、八〇〇円
同右	同右	同右	同右	四七、七〇〇円	一一一、〇〇〇円
同右	同右	同右	同右	五七、〇〇〇円	一三二、二〇〇円
同右	同右	同右	二二戸	二八、一〇〇円	五二、一〇〇円
宮城一丁目アパート (19号棟)	足立区宮城一丁目一番	高層耐火	同右	三二、八〇〇円	六〇、九〇〇円
同右	同右	同右	一五戸	三八、五〇〇円	七一、四〇〇円
同右	同右	同右	八戸	三八、九〇〇円	七二、二〇〇円
同右	同右	同右	一四戸	四六、四〇〇円	八六、一〇〇円
同右	同右	同右	五戸	二九、二〇〇円	六一、三〇〇円
西亀有一丁目アパート (1号棟)	葛飾区西亀有一丁目七番	中層耐火	同右	三四、一〇〇円	七一、六〇〇円
同右	同右	同右	同右	四八、二〇〇円	一〇一、二〇〇円
同右	同右	高層耐火	一二戸	二九、二〇〇円	六一、三〇〇円
同右	同右	同右	同右	三四、一〇〇円	七一、六〇〇円
同右	同右	同右	同右	四〇、四〇〇円	八四、〇〇〇円
同右	同右	同右	同右	四〇、四〇〇円	八四、〇〇〇円

同右	同右	五七・一平方メートル	一八戸	四八、二〇〇円	一〇一、二〇〇円
中神第3アパート (3号棟)	昭島市中神町千二百五十七番地	三四・六平方メートル	二二戸	二六、九〇〇円	五三、七〇〇円
同右	同右	四〇・四平方メートル	同右	三一、四〇〇円	六二、七〇〇円
同右	同右	四七・四平方メートル	八戸	三六、九〇〇円	七三、六〇〇円
同右	同右	四七・八平方メートル	同右	三七、二〇〇円	七四、三〇〇円
同右	同右	五七・一平方メートル	一四戸	四四、四〇〇円	八八、七〇〇円

●東京都告示第七百七十七号

次の特定都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例

(平成九年東京都条例第七十七号) 第三条第三項の規定により告示する。  
 平成二十七年十一月三十日

東京都知事 外 添 要 一

名称	位置	構造及び規模	戸数
高砂アパート (23、29号棟)	葛飾区高砂四丁目二番	中層耐火 三六・七平方メートル	二〇戸

●東京都告示第七百八十八号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号) 第三条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営改良住宅の使用料を次のように変更し、平成二十七年十二月一日から実施するので、同条例第三条第三項の規定により告示する。

平成二十七年十一月三十日  
 東京都知事 外 添 要 一

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料
改良	高層耐火	白鬚東アパート(17号棟)	墨田区堤通2-10	63.4	2	45,900
改良	中層耐火	南砂三丁目アパート(3号棟)	江東区南砂3-11	33.4	1	26,500
改良	中層耐火	東砂七丁目アパート(6号棟)	江東区東砂7-13	32.6	1	25,900
改良	中層耐火	東砂七丁目アパート(10号棟)	江東区東砂7-13	32.6	2	25,900
改良	高層耐火	越中島三丁目アパート(14号棟)	江東区越中島3-2	37.8	1	31,100
改良	中層耐火	鳥山アパート(2号棟)	世田谷区北鳥山2-9	32.6	2	24,600
改良	中層耐火	鳥山アパート(3号棟)	世田谷区北鳥山2-9	32.6	1	24,500
改良	高層耐火	赤羽西五丁目アパート(1号棟)	北区赤羽西5-12	36.1	2	28,300
改良	高層耐火	荒川七丁目仲道アパート(1号棟)	荒川区荒川7-8	40.6	1	29,600
改良	中層耐火	荒川八丁目アパート(1号棟)	荒川区荒川8-19	33.4	2	22,600
改良	中層耐火	平井一丁目アパート(2号棟)	江戸川区平井3-4	32.6	1	23,900

●東京都告示第七百九号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更する。

平成二十七年十一月三十日

東京都知事 舛添 要一

名称	位置	区画数
西尾久八丁目第2アパート駐車場	荒川区西尾久八丁目	三四区画
西亀有一丁目アパート駐車場	葛飾区西亀有一丁目	四六区画
中神第3アパート駐車場	昭島市中神町二百	一六五区画
	五十七番地	

●東京都告示第七百十号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。

平成二十七年十一月三十日

東京都知事 舛添 要一

名称	位置	区画数
神宮前二丁目アパート駐車場	渋谷区神宮前二丁目	一七区画
南蒲田二丁目第2アパート駐車場	大田区南蒲田二丁目	一四区画
	二十六番	

●東京都告示第七百一十号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第

九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、地域ごとに知事の定める駐車料金の上限額を次のように変更する。

平成二十七年十一月三十日

東京都知事 舛添 要一

地域	額
渋谷区	三八、〇〇〇円

●東京都告示第七百一十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。  
なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十一月三十日

東京都多摩建築指導事務局長

金子 博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第四号の規定による道路	平成二十七年十月二十日	小金井市東町二丁目百二十二番一、百十五番一、百十六番一及び同番二の各部並びに同番三及び百十七番、百十八番一から同番五までの各一部	延長 四二・五五 五九・六九 一五〇・六四 幅員 六・〇〇 五・〇〇 五・〇〇



●東京都告示第七百十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十一月三十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条 平成二十七年十一月三十日 稲城市大字矢野第一項第五号 年十月三十日 野口字宿六百四十七番三の道路 日 幅員 四・二〇 一部

●東京都告示第七百十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等をおおし告示し、縦覧に供する。

平成二十七年十一月三十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日 対象区域の地名地番 認定年月日 小金井市中町二丁目五十三番一の一 平成二十七年十一月三十日

部

一月五日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課（小平市花小金井一丁目六番二十号）

●東京都告示第七百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年十一月三十日

東京都知事 外 添 要 一

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 あきる野市乙津字畔荷田八三〇番・八三一番・八七三番・八七四番（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）、西多摩郡檜原村字下元郷五二四一番一・五二四二番イ・五二四四番（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）、五二五七番イ及びハ、五二五八番、同村字上元郷五三八七番・五三九二番イ・五三九三番イ（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）、同村字本宿五五〇番・五五一九番・五五二〇番イ及びハ・五五二二番・五五二四番三・五五四九番（以上七筆について、次の図に示す部分に限る。）、六五〇番、五五二〇番二、同村字藤原九一一五番一 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部並びにあきる野市役所及び檜原村役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西多摩郡奥多摩町原字大むぞ七一一番一、七二八番一 二 保安林として指定された目的 水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西多摩郡奥多摩町留浦字棚澤一二九五番ホ・一二九六番イ・一二九六番ニ(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)、同町留浦字狐屋一二二〇番イ(次の図に示す部分に限る。)、同町留浦字雲風ろう一二九三番イ(次の図に示す部分に限る。)、同町留浦字峯平一三九五番一・一三九六番一・一四〇五番イ・一四〇九番二(以上四筆について、次の図に示す部分に限る。)、一三九六番三、七及び八、一四〇五番ロ、一四〇六番イ、一四〇九番イ、同町留浦字福次九六二番四(次の図に示す部分に限る。)、同町留浦字雨風り一三〇八番(次の図に示す部分に限る。)、同町留浦字地郡一六一二番ロ(次の図に示す部分に限る。)、同町原字山の神向一〇一二番イ(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び奥多摩町

役場に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第七百十六号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、港湾施設の規模を次のとおり変更する。

平成二十七年十一月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

種類	名称	規模		所在地	変更年月日
		変更前	変更後		
港湾施設用地	十五号	四四五・	四五五、	江東区若洲	平成二十七年
	九二三・	三六六・	一丁目及び	同区若州三	十二月
港湾施設用地	〇一平方メートル	〇七平方メートル	同区若州三丁目	同日	
	同右	四六七、	四六八、	江東区青海	同右
同右	頭地区	一〇七・	九〇二・	三丁目及び	
	港湾施設用地	二二平方メートル	七二平方メートル	同区青海四丁目	
同右	中央防	二四七、	二三五、	江東区青海	同右
	波堤内	〇四八・	五一九・	三丁目地先	
同右	側地区	四〇平方メートル	四〇平方メートル	中央防波堤	
	港湾施設用地	メートル	メートル	内側	

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に

関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年十一月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年九月十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人生物試料分析科学会  
代表者の氏名  
小川 善資
- 三 主たる事務所の所在地  
東京都町田市東玉川学園一丁目九番十九号
- 四 定款に記載された目的  
この法人は、生体および生物試料中の様々な物質の分析を通じて、学術の発展、技術の振興、教育・啓蒙活動に寄与すること、一般市民の健康、保健・福祉の増進に役立てることを目的とする。(以上原文のまま掲載)
- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年九月十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人維新隊ユネスコクラブ  
代表者の氏名  
濱松 敏廣
- 三 主たる事務所の所在地  
東京都新宿区西新宿四丁目四十番五号 西新宿ビューハイツ一二〇二

<p>二 特定非営利活動法人の名称</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年九月十四日</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、十分な医療サービスを受けていないアフリカの人々に対して、医薬品の提供や医療に係る知識・普及・啓蒙に関する事業を行い、アフリカの医療環境改善に広く寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民、企業または自治体に対して廃棄物削減等の活動を通じて循環型社会を推進し、人類と地球の共生を目指すことを目的に活動する。また、「ココロの創造学校」を活動テーマに掲げ、環境・防災・スポーツを通じた持続発展教育(ESD: Education for Sustainable Development)を行うと同時に、教育支援に資する活動を行う。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年九月十一日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 Afri Medico</p> <p>三 代表者の氏名 町井 恵理</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都港区新橋六丁目十八番三号 中村ビル</p>	<p>五 定款に記載された目的 特定非営利活動法人調布心身障害児・者親の会</p> <p>三 代表者の氏名 村上 佳子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都調布市深大寺元町四丁目七番地十二</p> <p>五 定款に記載された目的 本会は、心身に障害をもつ人々に対して、地域社会で生き生きと生活していくための場づくり、自ら生きる力をつけるための生活訓練や自立支援、および障害に対する理解啓発を促進するための活動を行うとともに、地域において心身ともに健やかに育成されること、障害児および障害者の福祉の増進をはかること、共に生きる社会を実現することに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年九月十四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 PNH 倶楽部</p> <p>三 代表者の氏名 村上 早代子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都港区高輪四丁目八番十一号 高輪マンション三〇八</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、発作性夜間へモグロビン尿症(以下PNH)患者とその家族を総合的に支援する活動を行う事により、PNH患者の生活の質の向上、社会復帰、また闘</p>
<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年九月十五日</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、世界中の若者が、理不尽な環境によって自らの能力・価値・個性・可能性を妨げられる事なく、自らの「真価」を問いつけ、就労支援を受けることにより、自分らしいキャリアに挑戦する事のできる世界を実現することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年九月十四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 P A L E T T E</p> <p>三 代表者の氏名 倉辻 悠平、西村 知晃</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区北烏山六丁目二十番二十二号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、世界中の若者が、理不尽な環境によって自らの能力・価値・個性・可能性を妨げられる事なく、自らの「真価」を問いつけ、就労支援を受けることにより、自分らしいキャリアに挑戦する事のできる世界を実現することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>病に伴う負担軽減等に寄与し、広く公益に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>特定非営利活動法人の設立の認証申請について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十條第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同條第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三條の規定により、次のとおり公告する。 平成二十七年十一月三十日 東京都知事 舛 添 要 一</p>

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人都市デザイン研究所

三 代表者の氏名

長瀬 勇人

四 主たる事務所の所在地

東京都品川区大崎二丁目一番二一三〇六号

五 定款に記載された目的

この法人は、都市に課せられた課題および解決方法を持続可能な都市の在り方の視点で調査・研究し、その成果を発信することで社会的な課題の解決に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年九月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 Kids of Earth

三 代表者の氏名

谷口 裕紀

四 主たる事務所の所在地

東京都板橋区南常盤台二丁目三番一号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象とし、化学肥料や化学農薬を使用しない農作物を栽培している農家をはじめとした地球環境への負担が少ないと考えられる製品を製造・販売している事業者の商品販売・コンサルティング・ブランディング、個人法人に向けた食や環境に関する教育・体験プログラムなどのイベント提供事業を通じて、地球環境に負荷の少ないライフスタイルの普及に努める

ことで、環境社会の形成に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年九月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あだち菜うどん学会

三 代表者の氏名

渡井 良昌

四 主たる事務所の所在地

東京都足立区千住橋戸町五十番地

五 定款に記載された目的

この法人は、足立区の特性を活かしたご当地グルメの開発・普及を行う。この活動により足立区のブランドを高めることで来街者の増加につなげ、農業生産物の需要と供給の増加と地域経済活性化、地域振興に寄与し、ひいては足立区民の地元愛着意識の向上を図ることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年九月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人国際福祉健康管理センター

三 代表者の氏名

舞田 和憲

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区左門町二十一番地三 ニュー信濃町ハイ

ツ二〇三

五 定款に記載された目的

この法人は、海外及び国内の医療ツーリズム希望者に對し、人々の健康促進、医療及び福祉の増進を図るため、セミナー等を開催し日本の高度医療機関等を紹介します。また、特に海外の希望者には、言葉、文化等の障壁を軽減するため、言語支援ならびに日本文化の情報等の提供を行います。さらに、これらに係わる人材育成(医療コンシェルジュ、医療通訳等)の事業を行い、日本の医療サービスの向上と関連産業活性化及び新しい雇用を創出することを目的とします。(以上原文のまま掲載)

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十七年十一月三十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に 許可を受けた者の 含まれる地域の名称 住所及び氏名

昭島市松原町五丁目三千六番 武蔵野市境二丁目二番二号

三の一部、同番四及び三千十 株式会社飯田産業

番四の一部 代表取締役 兼井 雅史

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出に

ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下

「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店

舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定に

より次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年十一月三十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十七年十一月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 店舗名 ニトリ東八三鷹店
- 二 店舗所在地 調布市深大寺東町八丁目三十三番地一ほか
- 三 設置者名 株式会社ニトリホールディングス
- 四 設置者住所 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二番三十九号
- 五 小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社ニトリ
- 六 新設をする日 平成二十八年七月十二日
- 七 店舗面積の合計 三千四百九十七平方メートル
- 八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内 八十五台
- 九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗内 百七十四台
- 十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗北側ほか 七十八平方メートル
- 十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 二十一・一二立方メートル

十二 小売業を行う者の開店時刻 午前九時

十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後九時

十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後九時三十分まで

十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 一か所 店舗東側

十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十一時まで

十七 届出日 平成二十七年十一月十一日

十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十九 縦覧期間 平成二十七年十一月三十日から平成二十八年三月三十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、

その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年十一月三十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十七年十一月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 店舗名 ポンテポルタ千住
- 二 店舗所在地 足立区千住橋戸町一番地十三ほか
- 三 設置者名 三菱地所株式会社
- 四 設置者住所 千代田区大手町一丁目六番一号
- 五 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社マツモトキヨシほか二名
- 六 変更前の小売業者の代表者名 松本 清雄(株式会社マツモトキヨシ)ほか
- 七 変更後の小売業者の代表者名 成田 一夫(株式会社マツモトキヨシ)ほか
- 八 変更日 平成二十七年四月十四日ほか
- 九 届出日 平成二十七年十一月十七日
- 十 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十一 縦覧期間 平成二十七年十一月三十日から平成二十八年三月三十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十二 縦覧時間  
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年十一月三十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十七年十一月三十日

東京都知事 舛添 要一

- 一 店舗名 松原ビル
- 二 店舗所在地 世田谷区宮坂二丁目十九番五号
- 三 設置者名 有限会社松原ビル
- 四 設置者住所 世田谷区宮坂二丁目十九番五号
- 五 変更を行う小売業者の氏名又は名称 イオンマーケット株式会社
- 六 変更前の開店時刻 午前九時ほか
- 七 変更後の開店時刻 午前七時ほか
- 八 変更前の荷さばき 午前六時から午後七時まで

施設において荷さばきを行うことができる時間帯

九 変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前六時から午後十時まで

十 変更日 平成二十七年十二月十四日

十一 届出日 平成二十七年十一月十六日

十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十三 縦覧期間 平成二十七年十一月三十日から平成二十八年三月三十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

雑報

東京都職員共済組合会互選議員補欠選挙の結果について

平成二十七年十一月十三日に執行した東京都職員共済組合会互選議員補欠選挙に次の者が当選したので、東京都職員共済組合定款(昭和三十七年十二月一日公告)第十六条第二項の規定に基づき公告する。

東京都職員共済組合

理事長 秋山 俊行

正誤

○平成二十七年十一月十日付東京都公告  
四ページ上段三行から七行までを削る。

選挙区	定数	当選者氏名	所属
第三区	一	金田 大	東京消防庁人事部厚生課

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 五〇円(一箇月 六、六〇〇円)  
印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三八二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

